

# 南三陸町個人情報保護条例の解釈 (変更案)

南三陸町総務課

※本資料は、意見公募手続用の参考資料として作成したものであり、改正予定箇所を含む条について掲載している。

なお、変更前の「南三陸町個人情報保護条例の解釈」（平成19年3月発行・平成24年4月改訂）は、その全文（PDF ファイル）を南三陸町ホームページにおいて閲覧することができる。

(<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/8,694,c,html/694/1236.pdf>)

※本資料中、改正予定に係る部分には、下線を付している。ただし、今回新たに追加する予定の条（第9条の2及び第9条の3）については、趣旨等及び解釈等について下線を省略している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **個人情報** 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) **特定個人情報** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) **特定死者情報** 死者を本人とする情報であつて個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含むものをいう。
- (4) **情報提供等記録** 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) **実施機関** 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (6) **法人等** 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。
- (7) **行政文書** 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (8) **電子計算機処理** 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他実施機関が定める処理を除く。
- (9) **本人** 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

[趣旨等]

第2条は、本条例において基本となる用語の定義について規定したものである。

[解釈等]

- 1 第1号は、本条例における「個人情報」について定義したものである。

本条例自体での各用語の定義については、基本的には他の同種の法令と同様の考え方により定めているが、この「個人情報」の考え方に関しては、例えば、行政機関法においては「生存する個人に関する情報…」としているのに対し、本条例では「個人に関する情報…」とし、個人の生存の有無に関わらない形、いわゆる死者としての個人に係る個人情報についても制度の対象としていることに、基本としての大きな違いを持つ。

これは、実施機関は、保有する個人情報の全てについて適正に管理する義務を負い、たとえ死者に関するものであつても、その取扱いについては、生存する個人に関するものと比較した場合にも何ら異なることなく取り扱うべきものであり、不適正な取扱いに

よっては死者である個人の名誉を傷つけることも考えられることから、本条例における保護の対象とするものである。

なお、この考え方については、宮城県、仙台市等においても同様のものとしている。

① 「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、心身の状況、病歴、学歴、職歴、親族関係、所得、財産の状況等、個人に関する一切の情報をいう。

なお、この「個人」については、国籍、住所の要件はなく、外国人も含む。

② 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」とは、当該情報から特定の個人が識別される可能性があるもの（当該情報からは、直接に特定の個人を識別することは困難なものの、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される可能性があるものを含む。）をいう。

2 第2号は、本条例における「特定個人情報」について定義したものである。

ここでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項の規定を引用し、定義としている。参考まで、番号法第2条第8項の条文は、次のとおりである。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

したがって、番号法第2条第3項における「個人情報」の定義を踏まえて本条例における「特定個人情報」の定義について要約すると「個人番号をその内容に含む生存する個人に関する情報」となる。「特定個人情報」における「個人情報」の範囲は、第1号における「個人情報」と異なり「生存する個人に関する情報」に限定される点に留意が必要である。

「特定個人情報」の範囲を番号法と同様に「個人番号をその内容に含む生存する個人に関する情報」としたのは、番号法第5条において特定個人情報について必要な保護措置が要請され、番号法第29条及び第30条の規定により読み替えられた行政機関法の規定に準じた保護措置等を本条例において規定するに当たり、番号法の適用を受ける部分を明確にするためである。

なお、「特定個人情報」は「個人情報」の一部であり、「特定個人情報」の保護措置等に関しては、番号法に特別の定めがあるもののほか、本条例の規定が適用されることになる。

3 第3号は、本条例における「特定死者情報」について定義したものである。

第2号の「特定個人情報」の範囲に含まれず番号法上は保護措置の対象とならない「個人番号をその内容に含む死者に関する情報」を「特定死者情報」として定義したものであり、本条例独自の取扱いである。

本条第1号の解釈等にもあるとおり、本条例における「個人情報」の考え方は、番号法その他の法律の規定のように「生存する個人に関する情報…」に限定しておらず、いわゆる死者としての個人に係る個人情報についても制度の対象としている。死者に関する情報一般は本条例の「個人情報」として保護等の措置の対象となるものの、個人番号を含む場合の保護措置の適用が極めて不安定な状態となるおそれがある。

本条例の他の規定との整合性や番号法上要請される個人番号の取扱いを踏まえると、「特定死者情報」が番号法上の保護措置の対象から除外されているとはいえ、一定の保

護措置を講じる必要があると考えられることから、これらの措置について規定する便宜のため、定義規定を置いたものである。

4 第4号は、本条例における「情報提供等記録」について定義したものである。

「情報提供等記録」とは、端的に言えば「情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の授受等の履歴に関する情報」であり、それ自体が個人番号と対応する番号をその内容に含む個人情報として特定個人情報に該当するものであるが、番号法上は、特定個人情報と情報提供等記録とでは取扱いが異なる部分があり、課すべき規制も異なるものとなっている。

① 「番号法第23条第1項に規定する記録」とは、番号法第21条の規定に基づき設置される情報提供ネットワークシステムを介して行う特定個人情報の授受の記録であり、具体的には、番号法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は番号法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供を行った旨の記録をいう。これについては、情報照会者及び情報提供者双方の使用する電子計算機にそれぞれ保存することとされている。

② 「番号法第23条第2項に規定する記録」とは、特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が不開示事由に該当するものである場合におけるその旨の記録であり、①と同様、情報提供ネットワークシステムに接続された情報提供者及び情報提供者双方の使用する電子計算機にそれぞれ保存することとされている。

5 第5号は、本条例における個人情報の保護に係る制度を実施する機関について定義したものである。

町長のほか、独立して事務を管理し、執行する機関及び議会について位置付けたものであり、既に事前協議において本条例制定について意義がない旨の回答（議会については実施機関に含めることのみに関しての事前協議を実施し、内容を含めた条例の制定自体に関しては上程による審議）を得ている。

なお、本条例の施行に当たっては、各実施機関ごとに規則等の整備が必要となる。

また、例えば、公立志津川病院については、院長が実務についての一定の権限を有してはいるものの、本条例においては何ら他の町長の部局と変わることなく「町長」を実施機関として正規に位置付けするものである。

6 第6号は、本条例において「法人等」と位置付けるものについて定義したものである。

① 「法人」とは、商法上の会社、民法上の公益法人その他の法人格を有するものを指し、株式会社等の営利法人、財団法人等の公益法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人等をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

② 「その他の団体」とは、法人格は有しないものの、団体の規約及び代表者を定めているもの（自治会、商店会等）をいう。

7 第7号は、本条例における個人情報の記録媒体としての「行政文書」について定義したものである。

この「行政文書」の解釈については、南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）における「行政文書」と同一のものとしている。

① 「実施機関の職員」とは、常勤・非常勤及び一般職・特別職の別を問わず、実施機関の全ての職員をいい、臨時職員もこれに含む。

② 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内にお

いて作成し、又は取得した文書をいい、その作成及び取得に関する権限を有していたか否かは問わない。この場合の「職務」については、事務委任又は補助執行により処理している事務を含むものである。

現実的に疑義が生ずる問題として「任意の団体の事務局」としての事務が考えられるが、当該事務は、町としての本来の職務でない限り、ここでいう「職務」に含まれることはないと解すべきものである。逆を言えば、町としての本来の職務以外の職務に職員が従事することはないという観点に立てば、職務外において作成・取得したものは基本的には存在しないということとなる。

- ③ 「電磁的記録」とは、電子記録等、人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録の全般をいい、光ディスク（CD-R等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）等の媒体に記録され、その内容の確認には再生機器等を用いる必要があるものをいう。

8 第8号は、本条例において「電子計算機処理」として区分する処理について定義したものである。

- ① 「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力」とは、通常に電子計算機により処理する場合の具体例を列挙したものである。
- ② 「専ら文章を作成し」とは、ワープロ及びパソコンのワープロソフト等により文書を作成することをいう。
- ③ 「文書若しくは図画の内容を記録するための処理」とは、文書又は図画の内容を形を変えずにデータ保存する処理等をいう。本条例において「電子計算機処理」として区分する処理について定義したものである。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために、その保有する個人情報（特定個人情報及び特定死者情報（以下「特定個人情報等」という。）を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、提供を受けるものの個人情報を利用する目的、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、当該個人情報を利用することに公益上特に必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

[趣旨等]

第9条は、実施機関が保有する個人情報（特定個人情報及び特定死者情報を除く。）について、当該個人情報の本来の利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないことを原則としつつ、公共の利益や本人の利益のための合理的な理由があると認めるときは、例外として、利用し、又は提供することができる旨を規定したものである。

なお、個人に関する情報であっても、特定の個人が識別できないものの利用及び提供については、本条の適用はない。

また、特定個人情報及び特定死者情報に係る利用及び提供の制限については、第9条の2及び第9条の3の規定の適用を受けるものとして整理しており、本条の規定の適用対象からは除外している。

[解釈等]

- 1 第1項は、利用及び提供の制限の原則及び例外の具体について規定したものである。
  - ① 第1号「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭により本人が同意している場合、又は客観的事実から本人が同意していることが明らかである場合をいう。この場合に、本人が利用目的又は提供先を限定して同意したときは、その同意の範囲に限られる。
  - ② 第2号「法令に定めがあるとき」とは、個人情報の本来の利用の目的以外に、個人情報を利用又は提供することについて明文化されている場合のほか、法令の趣旨及び

目的により目的外の利用又は提供ができる場合を含むものである。

- ③ 第3号は、第7条第2項第3号と同様の趣旨である。
- ④ 第4号は、第7条第2項第4号と同様の趣旨である。
- ⑤ 第5号は、専ら統計の作成又は学術研究のために利用又は提供する場合は、公共性が高く、利用の目的も明確であること、及び通常個人識別性のない形で利用されるため個人の権利利益を侵害するおそれがない場合として、例外としたものである。
- ⑥ 第6号は、個人情報保有する実施機関内で利用する場合又は他の実施機関と相互に関連する事務又は事業を実施する場合等に個人情報の相互利用等を必要とする場合が想定されることから規定したものであるが、この場合においても、利用又は提供を行うことに相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが前提となる。
- ⑦ 第7号は、本来であれば、第1号に定める本人の同意を踏んだ取扱いが基本となるものであるものの、例えば、災害時における安否情報等の提供や公的・準公的扶助等に明らかに該当する場合の基礎データの提供等が想定できることから規定したものである。
- ⑧ 第8号は、第7条第2項第9号と同様の趣旨である。

2 第2項は、実施機関が、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合においては、当該個人情報が不当に利用等されることのないよう、その使用目的や使用方法に一定の制限を付し、又は漏えい、改ざん、滅失等がなされないよう必要な措置を講ずることを求める旨を規定したものである。

**（特定個人情報等の利用の制限）**

**第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報等を当該実施機関の内部において利用してはならない。**

**2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報等（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関の内部において利用することができる。この場合において、実施機関は、当該特定個人情報等に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。**

【今回改正により新設】

[趣旨等]

第9条の2は、実施機関が保有する特定個人情報等（特定個人情報及び特定死者情報）について、当該特定個人情報等の本来の利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用してはならないことを原則としつつ（第1項）、例外として、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難なときに限り、情報提供等記録を除く特定個人情報等を本来の利用目的以外の目的のために自ら利用することができる旨（第2項）を規定したものである。

なお、第2項後段に規定しているように、特定個人情報等を実施機関内部で目的外利用する場合には、特定個人情報等に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならないものである。

[解釈等]

- 1 本条の内容は、番号法第29条第1項及び番号法第30条第1項で読み替えられる行政機関法第8条の内容に準じたものである。参考まで、番号法第29条第1項及び番号法第30条第1項の読替えを適用し、条文を再構成すると、次のようになる。

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 2 第2項後段は、番号法第29条による読替後の行政機関法第8条第2項ただし書の内容を元に構成し直したものである。番号法では「第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」を第2項前段の規定による特定個人情報等の目的外利用の適用除外として規定しているのに対し、条例では「第三者の権利利益を不当に侵害」しないための措置を講じる義務を実施機関に課している点に違いがある。

第2項前段の規定による特定個人情報等の目的外利用が認められない場合を整理すると、次のとおりである。

- （1） 実施機関が第三者の権利利益を不当に侵害しないための措置を講じた上で、なお第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 第三者の権利利益を不当に侵害しないための措置を講じることができないとき。



**(特定個人情報の提供の制限)**

**第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。**

**2 前項の規定は、特定死者情報について準用する。**

【今回改正により新設】

[趣旨等]

特定個人情報の実施機関外部への提供については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き禁止されているが、そのことを確認的に規定したものである。

なお、特定死者情報には番号法第19条の規定は適用されないが、特定個人情報と同様の保護措置となるよう、番号法第19条各号に該当する場合を除き、外部提供を禁止することとしたものである。

[解釈等]

特定死者情報については、当該特定死者情報の本人である死者の遺族に対する提供も第2項の規定の対象となる。

- ① 当該特定死者情報が当該遺族と密接に関連する情報であると認められる場合は、当該特定死者情報を当該遺族の特定個人情報として、第1項の規定（＝番号法第19条の規定）が適用される。
- ② 特定死者情報の番号法上の具体的な取扱いについては、内閣府のQ&A等でも明らかでない部分が多く（平成27年7月10日現在）、今後の運用の中で取扱いの見直しが必要となる場合があるので、留意する必要がある。

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始し、又は提供の内容を変更しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、法令に定めがあるときは、この限りでない。

[趣旨等]

第11条は、実施機関は、本町の実施機関以外のもの（実施機関以外のもの≠当該実施機関以外のもの）との間において、原則として通信回線による電子計算機の結合をしてはならない旨及び例外としてオンライン結合する場合の手續について規定したものである。

[解釈等]

「実施機関以外のもの」とは、第2条第2号に規定する「実施機関」以外のもの（＝本町の実施機関に含まれないもの）を指す趣旨である。したがって、個人情報を保有する実施機関以外の実施機関に対するオンライン結合による提供は、本条によって禁止されていない。

「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、実施機関が管理する電子計算機と本町以外のものが管理する電子計算機とを、直接回線を用いて結合することをいう。

「実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするもの」とは、実施機関以外のものが管理する電子計算機の操作により、実施機関が保有する個人情報を随時に入手可能な状態とするものをいう。したがって、実施機関が電話回線等による伝送により実施機関以外のものに対して個人情報の提供を行う場合であっても、本町以外のものが随時必要な情報を入手可能な状態とはならないものは、定義上「オンライン結合」からは除外される。

なお、この第11条に基づき、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている」として、第2項による諮問等の手續を経た上で、平成20年から、町長において「宮城県後期高齢者医療広域連合へのオンライン結合による個人情報の提供」が行われている（この件についての答申においては、次の意見が「留意事項」として申し添えられている。）。

- ・ 提供する個人情報については正確かつ最新の状態のものとし、その内容を厳選すること。
- ・ 個人情報の提供に携わる職員については、特に限定し、その責任の所在を明確にしておくこと。
- ・ 電子計算機及びその端末については、物理的及び管理的な観点による保護等必要な措置を講じること。
- ・ 提供する個人情報の内容を変更しようとするときは、再度諮問すること。

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(第16条第2項において「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

[趣旨等]

第14条は、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有するものの範囲について規定したものである。

[解釈等]

1 第1項「何人」とは、南三陸町民に限らず、他市区町村の者、外国人をも含む全ての自然人をいう。国籍を問わないほか、日本に在住しているということも要件としない。

「自己を本人とする個人情報」とは、請求者自身はその情報の本人となっている場合の情報をいい、開示請求できるのは自己に関する情報に限られることとなる。このことから、配偶者や親族等が個人情報の本人となっている場合には、たとえ配偶者や親族等の情報であっても開示請求することはできないこととなる。

2 第2項は、本人請求の例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限っては、代理による開示請求を認めることとしたものである。したがって、このことから解釈すれば、任意の代理人による開示請求は認められない。

なお、特定個人情報に限っては、この取扱いの例外として、本人の委任による任意の代理人による開示請求も認められる。これは、番号法第29条第1項及び第30条第1項による読替後の行政機関法第12条第2項において、特定個人情報の開示請求を行える代理人の範囲として「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」と規定されていることに準じたものである。

① 「未成年者」とは、民法第4条に規定する成年に該当しない者、すなわち年齢満20歳に達していない者をいう。

② 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

③ 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の法定代理人は、第1次的には親権者(民法第818条)、第2次的には未成年後見人(民法第839条)、成年被後見人の法定代理人は成年後見人(民法第839条)となる。

④ 「本人の委任による代理人」とは、民法第643条の規定により当該特定個人情報の本人からの委任を受けた者をいう。「本人の委任」以外の要件はなく、本人が任意に委任した者であれば、何人でも代理人となることは可能である。

⑤ 「本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる」とは、あくまで例外的規定であり、未成年者又は成年被後見人本人による請求を妨げるものではない。

⑥ 「本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない」とは、法定代理人による正規の手続を踏んだ請求であっても、その請求の内容によっては、本人の承諾なしに個人情報を開示することにより、本人の権利利益を侵害することも想定されることから、意思能力を有すると判断できる者に係る個人情報について、本人が反対の意思を表示したときは、開示請求をすることができない旨を表すものである。

なお、この場合の確認手続等については、別途要綱等により規定の上、対応する。

(死者を本人とする個人情報の開示請求権)

第15条 次の各号に掲げる者(次項において「相続人等」という。)は、実施機関に対し、行政文書に記録されている死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報に該当するものに限り、開示を請求することができる。

(1) 死者の相続人 当該死者から相続した財産に関する情報

(2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報

(3) 死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母(以下、本項において「配偶者等」という。)並びに当該死者に配偶者等がない場合にあつては当該死者の2親等内の血族 次に掲げる情報

ア 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族が取得した権利又は負うこととなった義務に関する情報

イ アに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族と密接に関係があると認められる情報としてあらかじめ審査会の意見を聴いて実施機関が定める情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定死者情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は相続人等の委任による代理人)は、当該未成年者又は成年被後見人(特定死者情報にあつては、当該未成年者若しくは成年被後見人又は相続人等。以下この項において同じ。)に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、当該未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

[趣旨等]

第15条は、行政文書に記録されている死者に関する個人情報の開示を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有するものの範囲について規定したものである。

これは、第一に死者は、自ら開示請求権等を行行使して実施機関の保有する当該死者の個人情報に関与することができず、生存している個人に比べその保護に劣ること、第二に死者の個人情報の中には、相続した財産に関する情報、親権者の死者に関する情報又は相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報等、相続人等に帰属すべき個人情報となり得るものもあることから、死者を本人とする一定の情報について、開示請求ができることとしたものである。

なお、死者を本人とする個人情報には特定死者情報も当然に含まれるが、特定死者情報の開示請求を行うことができる代理人の範囲は、特定死者情報以外の死者を本人とする個人情報の代理人である「相続人等、未成年者又は成年被後見人である相続人等の法定代理人」に加え、特定個人情報の取扱いに準じ、「当該相続人等の委任による代理人」も含むこととしている。

[解釈等]

1 第1項第3号本文「死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」とは、死者と法律上の婚姻関係にあった配偶者のほか、いわゆる内縁の関係にあった者を含む。この場合の内縁については、婚姻の意思をもって共同生活を行い、社会的には夫婦として認められているにもかかわらず、法に定める婚姻の届出をしていないために法律上の婚姻とはならない男女の関係をいう。

「子」には、当然、養子を含む。

「当該死者に配偶者等がない場合にあつては」とは、死者の配偶者、子及び父母がいない場合に限って、(2親等内の血族が)開示請求をすることができる旨を定めたも

のである。

「2親等内の血族」とは、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹となるが、これには自然血族のほか、血縁が擬制される法定血族（養親・養子）を含む。

なお、この第15条第1項第3号イに規定する「あらかじめ審査会の意見を聴いて実施機関が定める情報」として、町長において「町民税務課が保有している診療報酬明細書及び当該診療報酬明細書に添付された書類に記録されている情報・公立志津川病院が保有している診療録その他の医療行為に関する書類に記録されている情報・保健福祉課又は地域包括支援センターが保有している介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定に関する書類に記録されている情報」について定められ、南三陸町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（平成20年南三陸町規則第20号）により、南三陸町個人情報保護条例施行規則第3条に示されている。

2 第2項は、第14条第2項と同様の趣旨である。

(開示請求の手続)

第16条 第14条又は前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人、その代理人又は前条の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

[趣旨等]

第16条は、個人情報の開示請求をする際の具体的な手続について規定したものである。

個人情報の開示請求という行為は、開示請求権の行使であるとともに、個人情報の開示又は非開示の決定という行政処分を求める請求手続の意味も有していることから、請求に係る事実関係を明確にし、後日に不服申立て、訴訟等が生ずることを防止するため、請求は書面によらなければならないこととし、電話、口頭による請求は認めないこととするものである。

[解釈等]

1 第1項第2号「開示請求に係る個人情報の特定に必要な事項」とは、開示請求を受けた実施機関が合理的努力をすることにより、開示請求の対象となる事務又は事業の名称又は個人情報の具体的な内容等を確認することができる程度の内容をいう。

2 第2項は、個人情報（特定個人情報を除く。）の開示請求権が、本人、相続人等又はこれらの法定代理人に対してのみ与えられた権利であり、また特定個人情報の開示請求権が、本人、相続人等又は本人の委任による代理人に対して与えられた権利であることから、開示請求者がその権利を有する者本人であるかどうかを確認するため、確認の手段について定めたものである。

なお、「実施機関が定めるもの」としている点については、別途要綱等により規定の上、対応するものであるが、その一例を挙げれば、運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証、船員手帳、身体障害者手帳、各種年金手帳、外国人登録証等が考えられる。

3 第3項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

「形式上の不備」とは、記載事項に漏れがある場合、記載が不鮮明な場合、記載事項が不十分でその内容からは個人情報が特定できない場合をいう。

「相当の期間」とは、開示請求者が補正するために必要な一般的な期間をいい、個々の場合によって判断すべきものである。

(開示請求に対する決定等)

- 第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が存在しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を第1項又は前項の書面に記載しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

[趣旨等]

第21条は、開示請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答を拒否する場合及び個人情報の不存在を理由として請求を拒否する場合についても明確に処分として位置付けたほか、開示請求に対する実施機関の原則的な応答期限を定めるとともに、その期限までに開示決定等ができない正当な理由があるときには応答の期間を延長することができることについて規定したものである。

[解釈等]

- 1 第1項は、全部開示・一部開示とする旨の決定及びその決定の旨の通知義務について定めたものである。
- 2 第2項は、非開示決定・存否を明らかにしない決定・不存在の決定及びその決定の旨の通知義務について定めたものである。  
「開示をしない旨の決定」を行う場合としては、次の場合が考えられる。
- ・ 開示請求に係る個人情報に第17条各号に規定する非開示情報が含まれているために開示しない場合
  - ・ 第20条の規定による存否応答拒否を行う場合
  - ・ 対象となる個人情報が存在しない場合
- 3 第3項は、開示請求に係る個人情報について一部開示又は非開示の決定をする場合において、請求者に対し当該決定とした理由を明らかにするとともに、一定期間の経過により非開示情報でなくなることが明らかであるときは、その旨を併せて通知する義務について定めたものである。
- 4 第4項は、開示決定等は、原則として開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない旨を定めたものである。  
「開示請求があった日から起算して15日以内」とは、総合的な事務を所管する窓口（例：本庁総務課）において要件を満たした開示請求書を受け付けた日を初日として起

算して15日以内という意味であり、この期間の末日が南三陸町の休日を定める条例（平成17年南三陸町条例第2号）第1条に規定する町の休日に当たるときは、同条例第2条の規定により、その直後の休日でない日となる。

5 第5項は、第4項の決定期間の原則の例外について定めたものである。

なお、「やむを得ない理由」とは、次のような場合に限られるべきものであり、単に実施機関及びその担当者の他の職務等との調整のためというような理由は当然に含まれない。

- ・ 開示請求に係る個人情報の種類や数が著しく多いこと、又はその内容が複雑であり、短期間に個人情報の検索、特定及び開示決定等を行うことが真に困難な場合
- ・ 開示請求に係る個人情報に第三者等の情報が含まれており、当該第三者等の意見を聴く必要があることから、短期間に開示決定等を行うことが困難である場合
- ・ 災害の発生等のため、短期間に開示決定等を行うことが困難である場合
- ・ 年末年始等、町の休日等が連続し、15日以内に開示決定等を行うことが困難である場合

また、開示決定等の期間の延長の決定は、前項の規定による本来の15日以内の期間に行わなければならない点について、特に注意を要する。



(法令による開示の実施との調整)

第25条 実施機関は、法令（南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）を除く。以下この条、第27条及び第32条において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が第23条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第23条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

[趣旨等]

第25条は、本条例による個人情報の開示制度と、他の法令による閲覧等の制度との調整を図ることについて規定したものである。

[解釈等]

1 第1項は、法令に、本条例に定める方法と同一の方法によって文書の閲覧・写しの交付等の制度が規定されているときは、本条例を適用しない旨を定めたものである。

この取扱いが適用となる要件としては、次の事項が挙げられる。

- ・ 法律、政令、省令又は条例の規定による開示であること。
- ・ 本条例に定める開示の方法と同一の方法によって開示されるものであること。
- ・ 当該法令に、一定の場合には開示をしない旨の定めがないこと。
- ・ 当該法令に開示の期間が定められている場合には、当該期間内にあること。

したがって、法令で定める開示期間以外の場合、開示方法が閲覧のみの場合等は、本条例により個人情報の開示を行うこととなる。

なお、閲覧等の定めがある法令としては、次のようなものとなる。

- ・ 閲覧  
住民基本台帳法第11条の2第1項による住民基本台帳の閲覧  
公職選挙法第23条第1項による選挙人名簿登録者の縦覧  
    〃    第28条の2による選挙人名簿抄本の閲覧  
地方税法第38条の2による固定資産課税台帳の閲覧
- ・ 写しの交付  
住民基本台帳法第12条第1項による住民票の写しの交付  
戸籍法第10条第1項による戸籍謄本、抄本等の交付

また、「法令」から当町の情報公開条例を除外したのは、自己の個人情報については情報公開条例による開示請求も考えられるものの、結果的にこの規定に含むことによって個人情報保護条例での開示請求ができないということにならないよう対処したものである。

この他、「当該法令の規定に一定の場合には開示をしない定めがあるとき」とは、例えば、「正当な理由」があれば開示を拒否できるという定め（河川法第12条第4項：河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。）があるような場合であるが、この場合には、本条例の適用自体についても検討を要することとなる。

※ 本条の対象となる個人情報から特定個人情報を除いているのは、番号法第29条第1項及び番号法第30条第1項により、特定個人情報について行政機関法第25条の規定が適用除外とされていることに準じたものである。特定個人情報は、情報提供等記録開

示システム（通称「マイナポータル」）により、ほぼ即時に情報の開示を受けることが可能となる予定である（この場合の開示請求等の取扱いについては、番号法附則第6条第6項第1号を踏まえた措置が固まり次第、町においても必要な規定について整備する予定である。）が、この場合に、他の法令で電磁的方法による開示が認められているからといって情報提供等記録開示システムによる開示を認めないとすると不合理を生じることから、特定個人情報については、本条例による開示の実施方法と他の法令による開示の実施方法が同一であっても、両者による開示の実施方法を重複的に認めることとし、本人がいずれかを選択できることとしているものである。

- 2 第2項は、法令における開示の方法が「縦覧」である場合には、その「縦覧」について「閲覧」とみなし、前項の規定（同一の方法となる「閲覧」による開示は行わない）を適用する旨を定めたものである。

(訂正請求に対する決定等)

- 第30条** 実施機関は、訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。(法令による開示の実施との調整)
- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正した上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第21条第5項の規定は、前2項の決定(以下「訂正決定等」という。)について準用する。

[趣旨等]

第30条は、訂正請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態について規定したものである。

なお、本条に基づく決定は、当然に行政処分であり、行政不服審査法による不服申立て、行政事件訴訟法の抗告訴訟の対象となる。

[解釈等]

- 1 第1項は、訂正請求に対する実施機関の決定及びその原則的な期限について定めたものである。

「訂正請求書が提出された日から起算して30日以内」とは、総合的な事務を所管する窓口(例:本庁総務課)において要件を満たした訂正請求書を受け付けた日から起算して30日以内という意味であり、この期間の末日が町の休日に当たるときは、その直後の休日でない日となる。

- 2 第2項は、実施機関は、訂正請求に基づき個人情報を訂正することとした場合は、速やかに個人情報を訂正し、その旨を書面により訂正請求者に通知しなければならない旨を定めたものである。

- 3 第3項は、実施機関は、訂正請求のあった個人情報の事項について、その全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、その旨を書面により訂正請求者に通知しなければならない旨を定めたものである。

なお、訂正しないことと決定した場合には、南三陸町行政手続条例(平成17年南三陸町条例第13号)第8条(理由の提示)の規定により、非訂正とする理由を明示しなければならないこととなり、この場合の理由は、単に「調査の結果、誤りが認められない」といった程度のものでは不十分であり、訂正請求者に非訂正とした理由が具体的に理解できるようなものとする必要がある。

- 4 第4項は、訂正決定等の期間の延長についての規定であり、開示請求に対する決定期間の延長に係る規定を準用することを定めたものである。

**（個人情報の提供先等への通知）**

**第31条** 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

**（1）個人情報（情報提供等記録を除く。）** 当該個人情報の提供先

**（2）情報提供等記録** 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

[趣旨等]

第31条は、個人情報の訂正を実施した場合に、必要に応じ当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者）に対しても訂正を実施した旨の通知を行うことについて規定したものである。

これは、実施機関で保有している個人情報を訂正しただけでは、既に実施機関により提供をしている提供先の個人情報は訂正される訳ではないことから、提供先においてもなお、訂正前の個人情報が利用され続ける事態を防ぐ趣旨から規定したものである。

また、個人情報の訂正を実施した場合、当該個人情報の元となった個人情報の提供元への通知の必要性も考えられるが、その提供元への通知自体が提供の制限の規定に抵触することもあり得ることから、提供元への通知については、特段の規定は設けていない。

[解釈等]

「必要があると認めるときは」とは、提供先において現に当該個人情報を利用している場合や、現在は当該個人情報を利用していないものの、過去に当該個人情報を利用して本人に不利益な決定を行っている場合等をいう。

第2号の規定は、番号法第30条第1項による読替後の行政機関法第35条の規定に準じたものである。

(利用停止請求権)

第32条 自己を本人とする個人情報の開示を受けた者は、当該個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条若しくは第8条の規定に違反して収集されたとき、第12条第3号の規定に違反して保有されているとき、又は第9条第1項、第9条の2若しくは第10条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項、第9条の3又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項及び第15条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

[趣旨等]

第32条は、個人情報の利用の停止を請求する権利について明らかにし、請求する権利を有する者の範囲について規定したものである。

なお、本条の対象となる個人情報からは、情報提供等記録は除かれる。

[解釈等]

1 第1項「自己を本人とする個人情報の開示を受けた者」とは、第14条又は第15条の規定により開示請求を行い、個人情報の開示（部分開示を含む。）決定を受けた者及び第25条に規定する法令の規定により自己の個人情報の開示を受けた者をいう。

したがって、非開示の決定を受けた個人情報及び法令の規定により開示を受けた自己以外の者の個人情報については、訂正請求をすることはできないこととなる。

また、本条の規定においては、情報提供等記録は個人情報の利用の停止を請求する権利の対象から除いている。これは、番号法第30条第1項による読替後の行政機関法第36条の規定による取扱いに準じたものである。

① 第1号「第7条若しくは第8条の規定に違反して収集されたとき」とは、次に掲げる例のように、収集の制限、利用目的の明示義務に違反して個人情報が収集された場合をいう。

- ・ 個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を越えて収集した場合
- ・ 第7条第2項ただし書によらず、本人以外から個人情報を収集した場合
- ・ センシティブ情報を、法令の定めなく、又は審査会の意見を聴かずに収集した場合
- ・ 利用目的の明示が必要であるにもかかわらず、それをなさずに収集した場合

「第12条第3号の規定に違反して保有されているとき」とは、当該個人情報の利用目的からして、既に保有する必要のない個人情報が保有されている場合をいう。

「第9条第1項、第9条の2又は第10条の規定に違反して利用されているとき」とは、次に掲げる例のように、個人情報の目的外利用の制限や電子計算機処理の制限に違反して利用されている場合をいう。

- ・ 個人情報（特定個人情報等を含む。）を、当初の利用目的以外の目的のため、実施機関内の他の所属で利用している場合

- ・ センシティブ情報を、審査会の意見を聴かずに電子計算機処理している場合  
「利用の停止」とは、利用停止請求に係る個人情報の利用を止めることをいう。

なお、個人情報の目的外利用について利用停止請求がなされた場合には、当該目的外利用のみが利用停止の対象となるものであり、当該個人情報の目的内の利用については、当然に利用停止の対象とはならない。

「消去」とは、利用停止請求に係る個人情報電磁的記録である場合には当該部分の記録の消去を、書面である場合には該当部分を黒く塗りつぶすこと、又は当該部分を分離して廃棄することをいう。

② 第2号「第9条第1項、第9条の3又は第11条の規定に違反して提供されているとき」とは、次に掲げる例のように、個人情報の目的外提供制限や電子計算機結合制限に違反して実施機関等や本町以外のものに提供されている場合をいう。

- ・ 個人情報を、当初の利用目的以外の目的のため、実施機関以外の者に提供している場合

- ・ 特定個人情報等を、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合以外に、実施機関以外の者に提供している場合

- ・ 法令の定め又は審査会の意見を聴かずに、本町以外の第三者に対し、通信回線で接続している当該第三者の電子計算機を通じて個人情報を提供した場合

「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」とは、番号法第19条各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、特定個人情報が町の実施機関によって種周され、又は保管されている場合をいう。

「番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」とは、個人番号を利用する事務を処理するために必要な範囲を超えて作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報が記録されている場合をいう。ただし、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合は、除外される。

「提供の停止」とは、実施機関以外の者への提供を以後行わないことであり、既に提供してしまった個人情報の回収までは含まない。

2 第2項は、利用停止請求においても、本人又は第15条第1項各号に掲げる者が未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人は本人に代わって訂正請求することができることを定めたものである。

なお、この場合においても、未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示した場合は、訂正請求を拒否することとなる。

3 第3項は、利用停止請求ができる期間について定めたものである。

利用停止請求は、実際に個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行ななければならないこととなり、90日を経過してしまった場合は、再度開示請求を行い、開示決定に基づいた開示を受け、利用停止請求を行うこととなる。

(利用停止請求に対する決定等)

- 第35条 実施機関は、利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第21条第5項の規定は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。

[趣旨等]

第35条は、利用停止請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態について規定したものである。

なお、本条に基づく決定は、当然に行政処分であり、行政不服審査法による不服申立て、行政事件訴訟法の抗告対象となる。

[解釈等]

- 1 第1項は、利用停止請求に対する実施機関の決定及びその原則的な期限について定めたものである。

「利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内」とは、総合的な事務を所管する窓口（例：本庁総務課）において要件を満たした利用停止請求書を受け付けた日のから起算して30日以内という意味であり、この期間の末日が町の休日に当たるときは、その直後の休日でない日となる。

- 2 第2項は、実施機関は、利用停止請求に基づき個人情報を利用停止等することとした場合は、速やかに個人情報の利用停止等について実施し、その旨を書面により利用停止請求者に対し通知しなければならない旨を定めたものである。

- 3 第3項は、実施機関は、利用停止請求のあった個人情報について、その全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定をしたときは、その旨を書面により通知しなければならない旨を定めたものである。

なお、利用停止等しないことと決定した場合には、南三陸町行政手続条例第8条の規定により、利用停止を認めないとする理由を明示しなければならない。

- 4 第4項は、利用停止等の決定の期間の延長についての規定であり、開示請求に対する決定期間の延長に係る規定を準用することを定めたものである。